



発表項目 (行事名)	特措法に基づくまん延防止等重点措置 (8/2～26) における飲食店への営業時間の変更命令違反に係る過料事件通知について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置期間 (8月2日～26日) において、同法第31条の6第3項の規定による営業時間の変更命令を行った91店舗のうち、違反が確認された84店舗について、同法第80条第1号の規定に基づき、20万円以下の過料に処すべきものとし、本日 (10月14日 (木))、管轄の地方裁判所に関係書類を提出したので、お知らせします。</p> <p><b>【経過】</b>  8月24日、25日 営業時間の変更命令  8月26日 命令後の現地確認</p> <p><b>【その他】</b>  ○ 店舗名については、国から「命令違反の通知を行った事実を公表することによって、利用者の合理的な行動の確保につながらないことを踏まえ、当該施設名等を公表することは法の趣旨を踏まえれば、認められない」と通知されていることから、この取扱に基づき、公表は行いません。</p> <p>○ 道において、特措法に基づく過料事件通知を行うのは、7月29日に続いて2回目で、通知件数は、延べ120件となります。</p>			
参考				

報道 (取材) に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 課長補佐 坂田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-922
-------------	--